

静岡市屋外広告物ガイドライン
②つくりかた編



静岡市景観まちづくり課

はじめに

デザイン性に優れ、安全が確認された屋外広告物は、まちに賑わいと活気をもたらし、人々が求める情報提供に応え、人々の記憶に残ります。しかし、人々のニーズとは反対に、粗悪な屋外広告物が氾濫しています。

屋外広告物は、風雨に晒される屋外に設置されるため、定期的なメンテナンスや更新を怠ると、強風や大きな地震により倒壊する可能性が高くなります。また、デザイン性に劣る屋外広告は、見る人を不快にさせます。そのため、屋外広告物に携わる者は、色彩や構成の調和に関する高い知見、計画から設置までのスキル、点検を含むメンテナンスに精通していなければなりません。さらに、建築物に依存する屋外広告物を設置する場合、建築物に対する知識や資格も必要とされます。建築物に対する知識や資格がない場合、建築士からの指示、アドバイスを受けなければならないため、コミュニケーション能力が必要となります。このため、屋外広告物設置に携わる者は、単なる看板屋ではなく、広く建設に携わる業者として、自覚、責任、知識、技能が求められます。

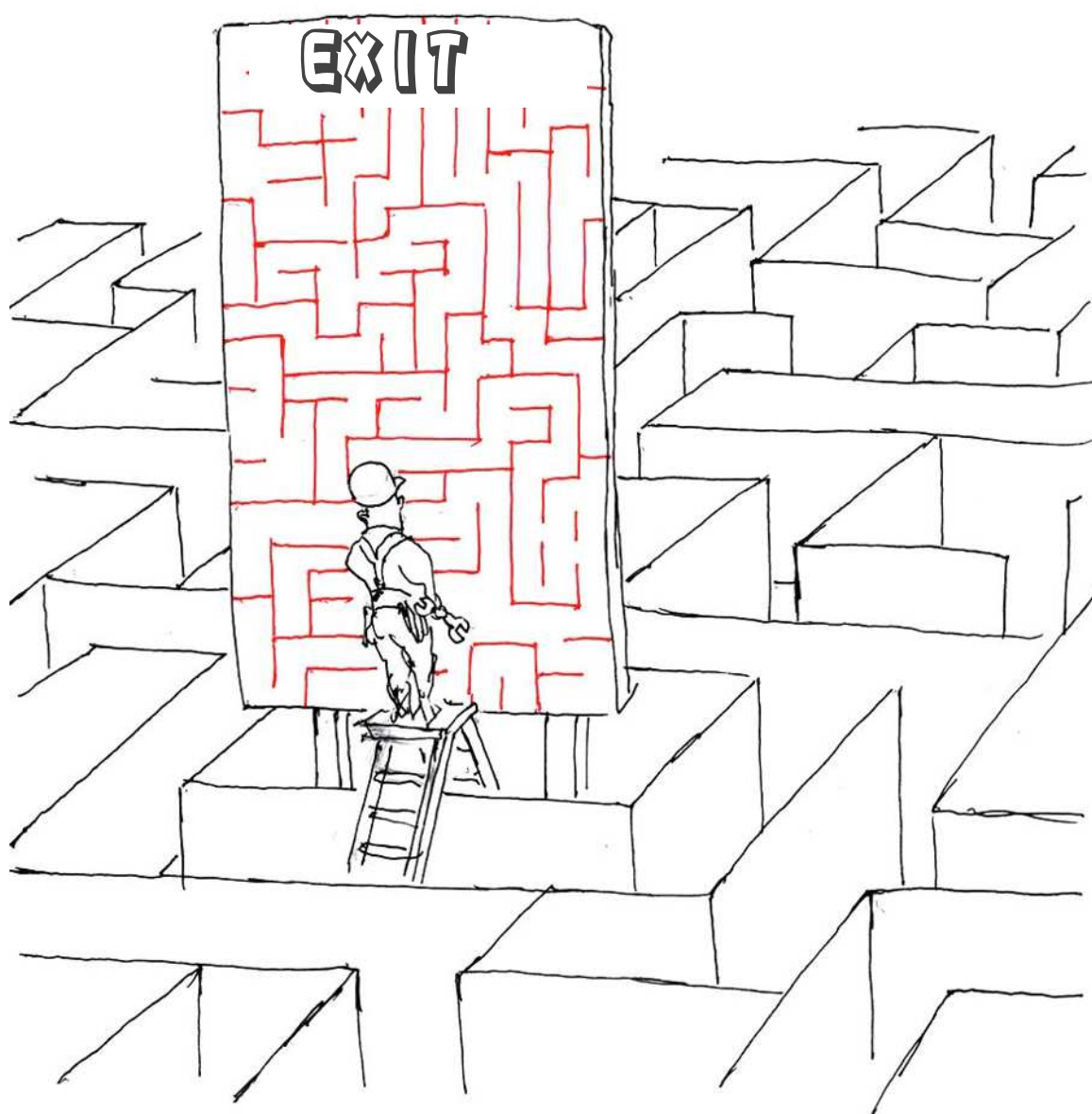
屋外広告物は、都市景観に必要な構成要素であるため、計画段階からの景観配慮、安全が担保された設計、設計どおりに施工されたものでなければなりません。このことが守られないと都市景観を乱すばかりか、落下や倒壊事故を起こし、人命や財産に危害を加える危険物になる可能性があります。

屋外広告業は、建設業専門工事業27業種の内、いくつかの専門工事の知識や経験が求められます。1 左官工事業、2 とび・土工工事業、3 石工事業、4 屋根工事業、5 電気工事業、6 鋼構造物工事業、7 鉄筋工事業、8 舗装工事業、9 板金工事業、10 塗装工事業、11 防水工事業、13 電気通信工事業、14 解体工事業などの知識や技術が要求される可能性があります。

もし、みなさまが所有・管理している屋外広告物が落下や倒壊事故を起こし、第三者に危害を及ぼした場合、長年築き上げてきた企業や店舗の信頼を一瞬で失うこととなります。また、多額の賠償金や風評により、業務継続が脅かされる事態に陥る可能性もあります。

この「静岡市つくりかたガイドライン」は、制作時における留意事項をまとめたものです。

屋外広告物の安全性とデザイン性を高めるため、
正しい屋外広告物をつくる為には。



1章 屋外広告物を考える

- 1 社会における屋外広告物の現状 09
- 2 屋外広告物の役割と必要性 11
 - (1) 屋外広告物の役割 11
 - (2) 屋外広告物の必要性 12
 - (3) 屋外広告物の必須条件 12
- 3 屋外広告物の安全点検義務 12
- 4 屋外広告物の将来 12

2章 屋外広告物の製作の進め方

- 1 屋外広告物の分類 13
- 2 屋外広告物の規制地域 14
- 3 屋外広告物の高さに関する規制 15
- 4 屋外広告物の大きさや構成に関する規制 17
- 5 屋外広告物の製作の進め方 19
 - (1) 広告製作フロー図 19
 - ① 自家広告物の製作フロー図 19
 - ② 一般広告物の製作フロー図 21
 - ③ 案内広告物の製作フロー図 23
 - (2) 事前準備 23
 - (3) 用地交渉 26
 - (4) 提案～許可申請 28
 - ① 設計図の作成 29
 - ② 関係官庁申請書について 29
 - (5) 許可受領～広告契約 30
- 6 屋外広告物の保険 32

3章 屋外広告物のデザイン

- 1 屋外広告物デザインの心がまえ 33
- 2 広告主との協議 33
 - (1) 広告主へ伝えなければならないこと 33
 - (2) コンプライアンスの徹底 33
- 3 依頼内容の整理 33
- 4 屋外広告物の規制 34
 - (1) 色彩規制 34
 - (2) 規制地域 34

- 5 表現と訴求 34
 - (1) 機能性 34
 - ① 掲出地の特性 34
 - ② 情報の整理 35
 - ③ 視認性と判読性 35
 - (2) 審美性 33
 - ① 景観への親和性 36
 - ② 色彩 36
 - ③ 書体 37
 - (3) 訴求 37
 - ① 時間 37
 - ② 範囲 37

4章 屋外広告物の設計・積算

- 1 屋外広告物の種類 39
 - (1) 屋外広告物の形態 39
 - (2) 自立型 40
 - (3) 依存型 40
 - ① 建築物に関わる調整が必要な場合 40
 - ア 新築の場合 40
 - イ 既存建築物の場合 40
 - ウ 工作物に関わる調整が必要な場合 41
- 2 設計案の作成 42
 - (1) フレームの設計 42
 - (2) 安全性の確認 42
 - ① 共通事項 42
 - ② 4 m以下の広告物の安全確保 42
 - (3) 建築物に設置する際の注意事項 42
- 3 構造計算 43
 - (1) 構造計算の種類
 - (2) 野立看板の構造計算
 - (3) 建築物に係る構造計算
 - (4) 取付方法
- 4 設計図 44
 - (1) 設計図の作成 44
 - (2) デザインとの整合性 46

5章 屋外広告物の見積・契約

● 1	見積	47
(1)	材料の見積	47
(2)	施工費用の見積	47
(3)	安全点検の見積	49
● 2	契約	50
(1)	契約書の作成	50
(2)	記載事項	50

6章 屋外広告物の手続き申請

● 1	屋外広告物許可申請	51
(1)	許可申請書の作成	51
(2)	許可申請書の提出	52
● 2	工作物の申請	53
(1)	工作物の確認申請	53
(2)	申請に係る資格	56
● 3	道路占用・道路使用許可	57
(1)	道路占用	55
(2)	道路使用許可	64
(3)	河川占用	64
● 4	地区計画等との協議	65
(1)	地区計画	65
(2)	色彩協議	65

7章 屋外広告物の施工

● 1	屋外広告物に係る法令等	68
(1)	設計図等に基づいた製作・設置	68
(2)	屋外広告物条例以外の関連法令	68
● 2	工程表	68
● 3	施工計画書	68
①	目的	68
②	内容	68
● 4	屋外広告物の安全確保	69
(1)	施工前	69
①	作業前の対応	69
②	現場監督者の任命	69

(2) 施工中	71
① 施工・安全計画書	71
② 災害の発生	71
③ 作業中の注意	71
④ 高所作業等における安全措置事項	71
⑤ 墜落防止用器具フックの正しい掛け方	72
⑥ はしご等使用時の安全注意事項	72
⑦ 脚立使用時の安全注意事項	72
⑧ うま足場使用時の安全注意事項	72
(3) 工事完了報書	72
(4) 施工後	72
① 安全点検	72
● 5 材料の選び方	74
(1) 材料の調達（JIS等の規格）	74
① 鋼材等	74
② 金属板・複合板・プラスチック板等	74
(2) 材料の保管	74
① 鋼材・溶接材料等	74
② 金属板・複合板・プラスチック板等	74
③ 塗料・接着剤等	74
● 6 材料の使い方	75
(1) 基礎	75
(2) 骨組	75
(3) 板面	75
● 7 道具の使い方	76
(1) 道具の種類	76
(2) 道具の制限	76
● 8 作業工程における注意点	77
(1) 設計内容の把握	77
(2) 位置出し	77
(3) 仮設工事の安全確保	77
(4) 掘削工事	77
① 基礎の掘削方法	77
② 掘削時の注意事項	77
(5) 基礎工事の安全確保	77
(6) 鉄筋工事（鉄筋を使う場合）	78
① 材料の確認	78
② 加工・組立	78
(7) 型枠工事	79
(8) コンクリート工事	79
① コンクリート工事の基本事項	79
② 生コン工場からの輸送	79
③ 小規模の場合の基礎工事	80

(9) 鉄骨工事	81
① 鉄骨工事の基本事項	81
② 材料の確認	81
③ 溶接	81
(10) 木工事	81
(11) 塗装工事	82
(12) 板面製作工事	82
(13) 設置工事	83
(14) 電気工作物の工事	83
① 電気用品安全法	83
② 広告物へ電気を供給するための電気設備	84

8章 維持管理

● 1 維持	85
(1) 安全点検	85
(2) 広告主が優良な業者を知ることのできます仕組みが必要	85
(3) 広告主が優良な業者を知ることのできる仕組み	85
● 2 寿命と除却	86
(1) 屋外広告物の寿命	86

参考資料

● 1 屋外広告物法（抜粋）	87
● 2 静岡市屋外広告物条例（抜粋）	89
● 3 静岡市屋外広告物条例施行規則（抜粋）	95
● 4 建築基準法（抜粋）	97
● 5 建築基準法施行令抜粋（抜粋）	104
● 6 建設業法（抜粋）	106
● 7 道路法（抜粋）	110
● 8 道路法施行令（抜粋）	111
● 9 あと施工アンカー	113
● 10 資格	115
● 11 あと施工アンカー	117
● 壁面看板の製作・設置における留意点	121



1章 屋外広告物を考える

1 社会における屋外広告物の現状

インターネットの普及に伴い掲出数を減らしていますが、ネットにない特徴と利点をもっているため、その特徴をよく分析して計画実施することが重要

屋外広告物は、インターネットの普及に伴い掲出数を減らしていますが、ネットにない特徴と利点をもっているため、その特徴をよく分析して計画実施することが重要です。一方、屋外広告物の申請率は、3割から4割程度、言い換えると未申請が6割から7割あるということになります。自治体から何も言われたい、事故を起こしていないから大丈夫等、いろいろな言い訳を聞いています。どの言い訳も不可、違反処理が行きつく先は、業登録を取り上げられ仕事ができなくなるということになります。さらに、未申請の屋外広告物が落下事故や転倒事故を起こした場合、行政罰だけではなく、刑事罰を受けることに繋がります。その際、設置業者として報道され、社会的信用と信頼を失墜することになります。

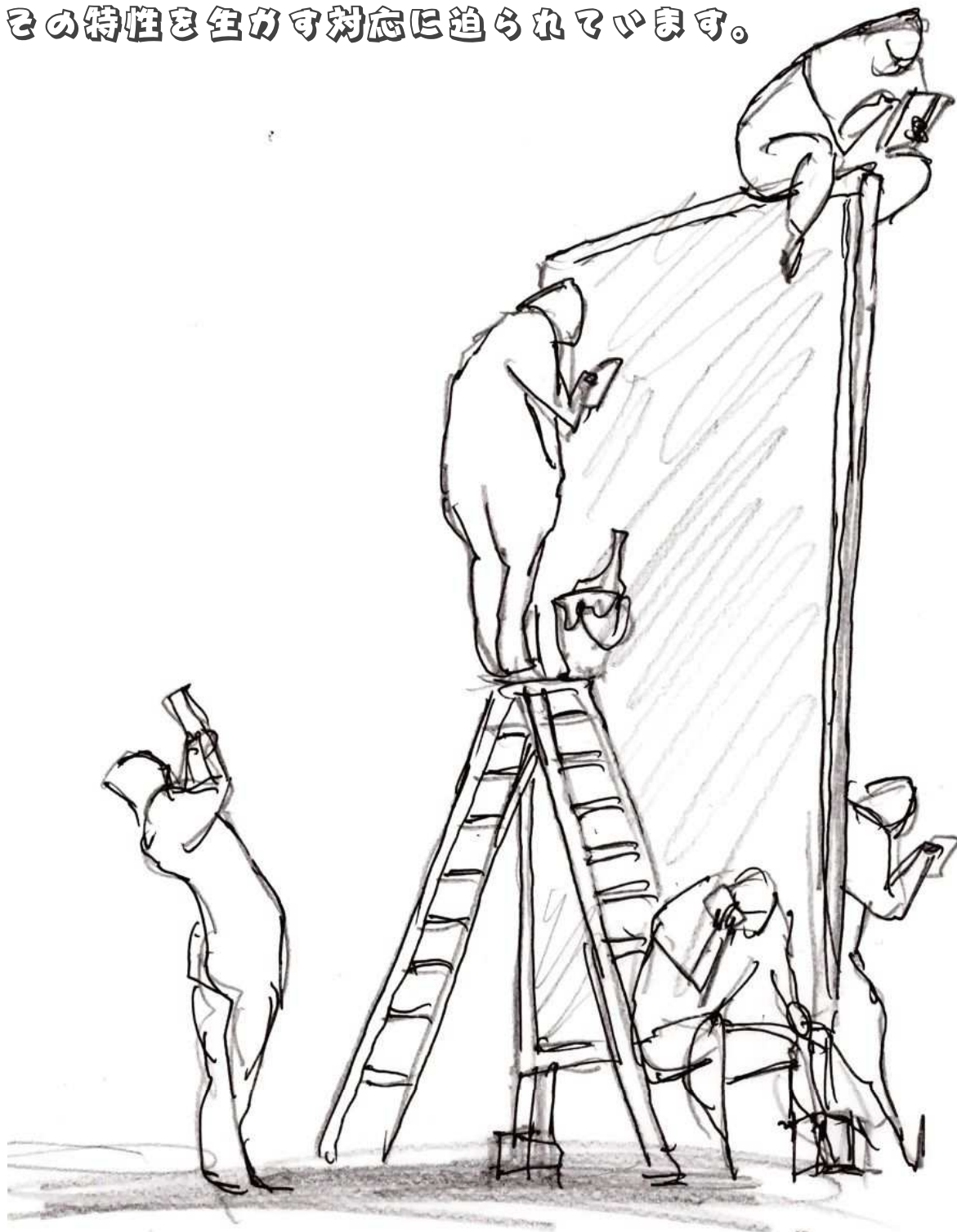
未申請屋外広告は、自治体による安全確認が行われていないため、事故等の発生リスクが高くなります。本来、設置できない場所や工法によって設置されている屋外広告物により、景観が乱れ、違反屋外広告物の呼び水になっています。

最近確認された事例では、コンクリート基礎ではなくセメントで基礎がつけられていたもの、30cm角で1mの深さの基礎と設計されていたものが、表面30cm、底部10cmの四角錐になっていたもの、崩土が基礎に混入されていたもの等、つくりかたの基本が整っていないものがありました。静岡市つくりかたガイドライン（以下、「ガイドライン」とする。）の役割は、

- ・曖昧であったつくりかたを正しく矯正すること
- ・既存建築物への屋外広告物を設置する考え方を明確にすること
- ・落下事故、転倒事故を起こさない屋外広告物をつくること

と考えています。

屋外広告物は、
インターネットの普及に伴い、
その特性を生かす対応に迫られています。



1章 屋外広告物を考える

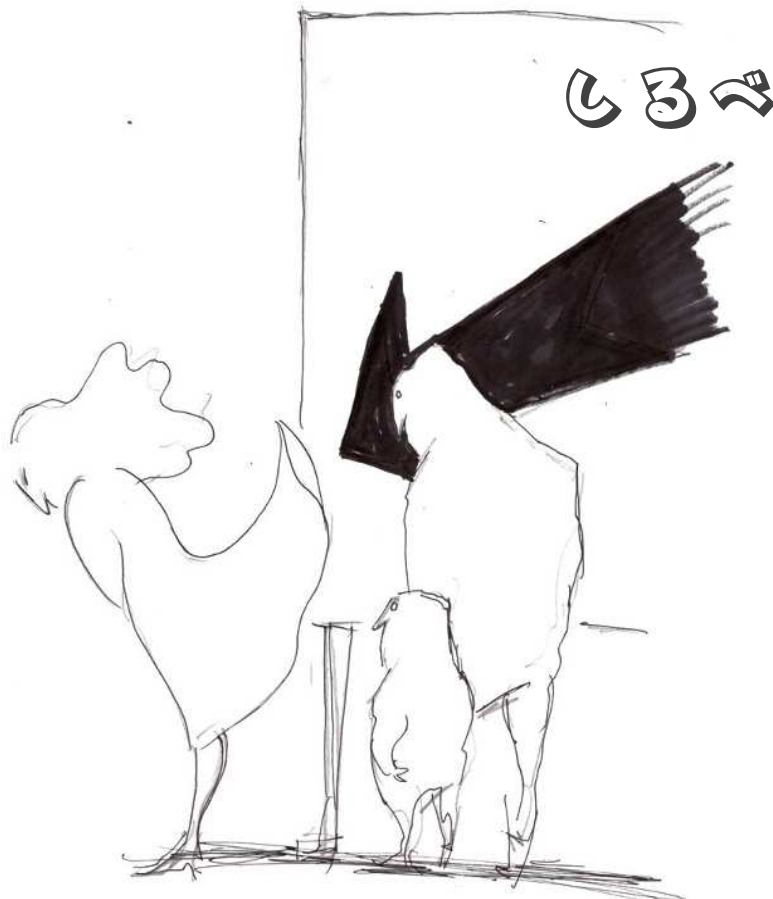
2 屋外広告物の役割と必要性

屋外広告物は、人が行動するための“しるべ”とも言えます

(1) 屋外広告物の役割

屋外広告物は、人が行動するための“しるべ”とも言えます。その情報は、瞬時に判読できる整理されたもので、嘘や誇張のない、正確かつ風紀に適したものでなければなりません。

大都市の繁華街には多くの屋外広告物があり、まちの潤いとなり、活気付ける大きな要素の一つとなっています。印刷技術の進化による屋外広告物の大型化・鮮明化、ネオンサインからLEDへ進化した夜の景色等、屋外広告物は、まちの重要な構成素材となっています。屋外広告物は、広告主である会社の安定性や信頼性の向上、新商品や新サービスの周知、消費者の選択肢が広がることによる生活水準の向上等、まちの景観形成の一コマという役割を持っています。加えて、企業のイメージ戦略の要素であること、消費者の生活水準の向上に繋がるものであること、経済循環を向上させるものであること、等様々な役割を背負っています。このことから、屋外広告物の落下倒壊事故が発生すると、企業イメージを損ね、生活水準の向上の妨げに繋がるというマイナスイメージを社会に刷り込むことになり、各所のダメージは計り知れないものになることは言うまでもありません。



(2) 屋外広告物の必要性

「広告とは明示された広告主によって、選択された市場に、アイデア、商品、あるいはサービスなどを管理可能な形態で告知し説得する非人的提示及び促進活動である」と定義できます。このことから、屋外広告物は、企業理念の鏡であり、掲出された商品やサービスは企業理念を具体化したものであると言えます。さらに、その告知や説得するための物理手段である屋外広告物は、管理可能でなければなりません。管理可能ということは、法令遵守され安全につくられたものでなければなりません。

(3) 屋外広告物の必須条件

多くの屋外広告物は、企業名や店名、電話番号等が表示されます。公衆の知名度が高ければ、イメージカラーや商品パッケージ、抽象的な図柄のみで、その代替が可能となります。必須条件として、機能性（使いやすさ）、審美性（美しさ）、経済性（つくりやすさ）の3点にまとめることができます。

新たに加えなければならない必須条件は、見えるようにつくること、点検できるようにつくることであると考えます。落下事故を起こした屋外広告物は、中が見えない、高所で見難いといった、いわば、見えないようにつくられたものということができます。見えるようにつくることは、まちの安全性向上のため、必須であるといえます。

3 屋外広告物の安全点検義務

屋外広告物は、市民の生活の場に設置されていることを踏まえ、更新の際、安全点検記録の提出が義務付けられています。安全点検を確実に実施するため、静岡市安全点検ガイドラインが策定されました。許可申請書提出時に作成された設計図等を事前に確認し、安全点検を実施します。設計図等が作成されていない場合、更新が許可されませんので、事前に設計図等の復元を実施しなければなりません。設置されてからの経年、管理状況を踏まえ、安全点検を義務化しています。

安全は買う事かできる



4 屋外広告物の将来

優良な屋外広告物には大きな訴求効果があります。イメージカラーをみただけで製品を連想させることができます。しかし、情報伝達力とデザイン性が低い屋外広告物は、何の訴求効果も期待できません。色の使い方、コピーの効果、設置位置や大きさ等、製作者の能力に大きく左右されます。

また、屋外広告物は長期的にその地域に掲出されることから、地域の景観に大きく影響を与えます。広告効果と景観との調和のバランスをとり、地域に受け入れられる広告物でなければ、広告効果は損なわれてしまいます。

屋外広告物は、大型化や印刷技術の進化により、画像 動画等組み入れでき、情報量の増加に伴い訴求力の向上と、イメージ鮮明化が図れます。ネオンサインから LED へ進化した夜の景色等、まちの重要な構成素材と言えます。

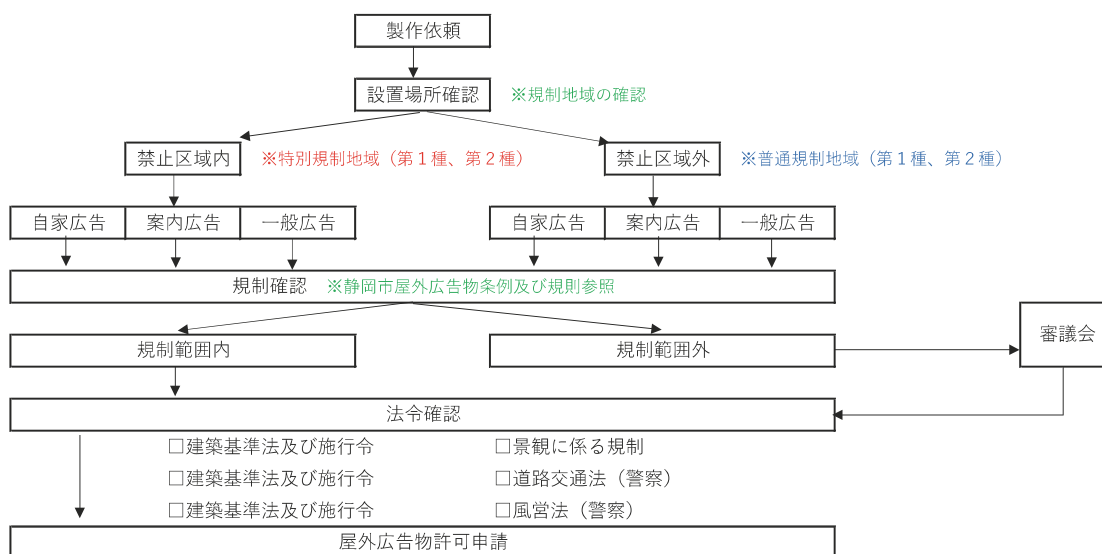
2章 屋外広告物の製作の進め方

1 屋外広告物の分類

屋外広告物とは、①常時又は一定の期間継続して ②屋外で ③公衆に表示されるものであって ④看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいいます。（屋外広告物法第2条第1項）

街中にある屋外広告物を見ると商業的な目的で設置されたものと思われそうですが、そうではなく、具体的なイメージや概念を現しているものは、上記①から④までの全ての要件を満たしていれば、商業的なものは勿論のこと、文字で表示されていない絵、商標、シンボルマーク、建築物のアクセントカラー等も、その表示する内容にかかわらず屋外広告物となります。自治体によっては、独自のルールを定めている場合が多くありますので、担当部署への確認が必要となります。独自解釈は、違反の温床となるため、必ず確認するようにしましょう。

このように、屋外広告物を設置する場合は「屋外広告物として規制を受けること」及び「屋外に設置することから安全な工作物であること」をまず念頭におかなければなりません。



2 屋外広告物の規制地域

第1種特別規制地域	特に、自然景観、良好な住宅地などの保全が望まれる地域 (第1種低層住居専用地域、風致地区、文化財から周囲50m以内の地域、史跡、名勝等)
第2種特別規制地域	良好な沿道、沿線景観などの形成が望まれる地域 (東名・新東名高速道路、国道1号静岡ハイパス、東海道新幹線等及びこれらの周辺地域等)
第1種普通規制地域	都市計画区域等で一定の規制が必要な地域 (都市計画区域のうち第1種・第2種特別規制地域及び第2種普通規制地域を除いた地域等)
第2種普通規制地域	活発な商業活動が見られる商業系土地利用の地域 (商業地域、容積率300%以上の近隣商業地域)

設置する場所の規制と規制内容を確認します。

規制地域	規制が厳しい ←		→ 規制が緩い	
	第1種特別規制地域	第2種特別規制地域	第1種普通規制地域	第2種普通規制地域
広告物の表示内容 				
自家広告 自己の名称、店名、商標等を表示するため、自己の営業所、作業所等に表示、設置する広告物 	広告物総面積※ 5㎡以内は許可申請不要		広告物総面積※ 10㎡以内は許可申請不要	
申請不要の総面積を超えた場合、敷地内すべての広告物の許可申請が必要です。 6 許可の個別基準 ① をご確認ください。				
案内広告(道標・案内図板) 地図又は矢印を使用し、案内対象までの誘導を図るもの 	すべて許可申請が必要です。 6 許可の個別基準 ② をご確認ください。			
一般広告(その他の広告物) 自家広告や案内広告に該当しないもの 	設置は不可です ※デジタルサイネージも原則一般広告として扱います。		すべて許可申請が必要です。 6 許可の個別基準 ① をご確認ください。	

2章 屋外広告物の製作の進め方

3 屋外広告物の高さに関する規制

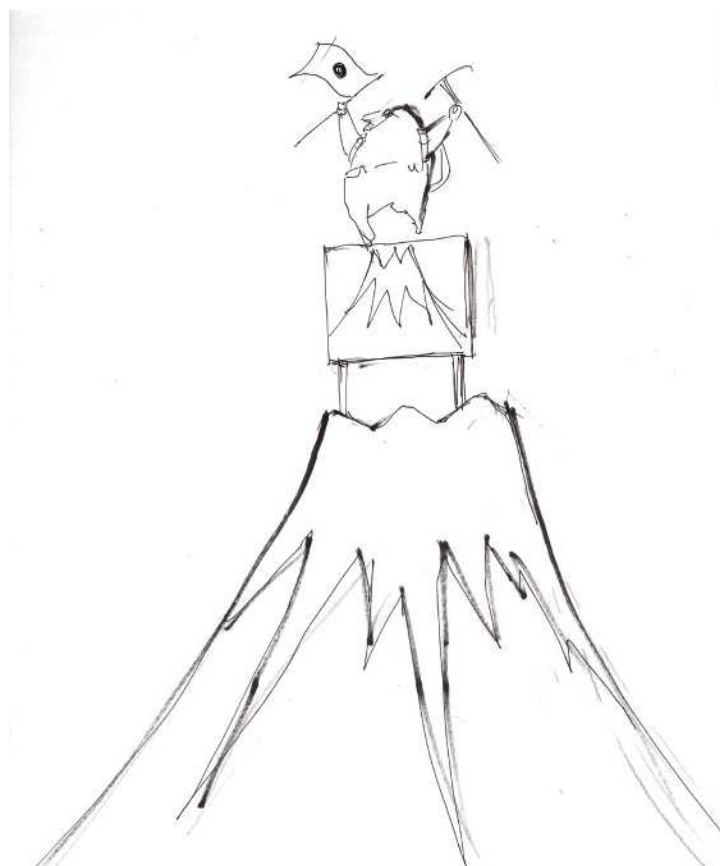
屋外広告物は多く人に訴えかけようとするあまり、高さや見た目を大きくする傾向にあります。

屋外広告物面（面積）は風圧力を受ける最大値、高さは原則、一番不利な部分を採用します。法令によっては、高さの測り方の基準が定められている場合がありますので注意が必要となります。地盤に高低差がある場合、建築物や工作物へ設置する場合等、屋外広告物の高さだけでは決められない場合もあります。

屋外広告物の高さに関する規制は、建築基準法施行令第138条（工作物の指定）により、「煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物で、建築基準法第88条及第1項の規定により政令で指定するものは次に掲げるものとする。

三 高さが4mを超える広告塔、広告版、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの」と定められていますので、この規定に従って計画します。

建築基準法第88条及び第6条の規定に基づき「4mを超える」場合は「工作物建築確認申請書」の提出が定められています。

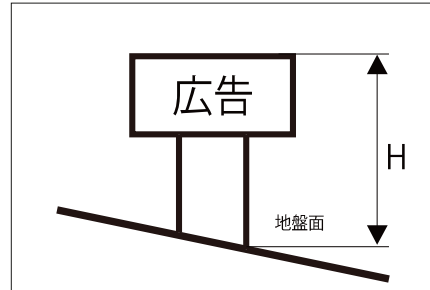


屋外広告物には高さ制限があります

(参考：高さの算定方法)

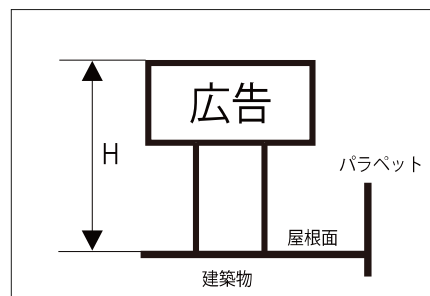
・ 野立広告

建物等に設置されず、土地に定着していること
設置地盤に傾斜がある場合は低いところが設置基
準となる。



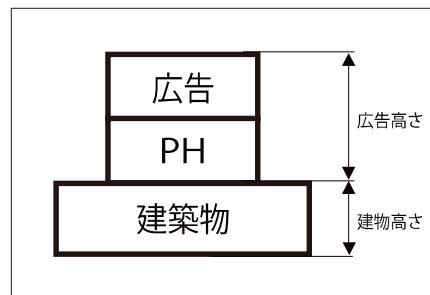
・ 屋上広告

建物等の屋上設置の場合はパラペット等でなく
屋根面が看板高さの基準となる。



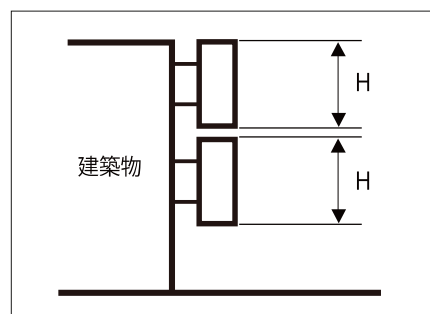
・ 屋上広告

階高に含まれないPH等の屋上に設置の場合は
PH等も含んだ高さが看板高さ基準となる。



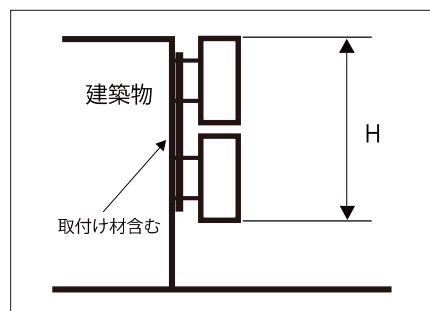
・ 壁面突き出し広告

個別の広告を上下に連続して設置する場合は
個々の広告が高さの基準となる。



・ 壁面突き出し広告

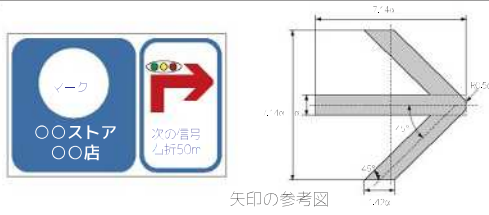
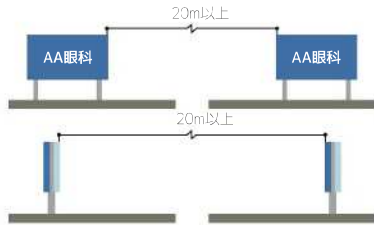
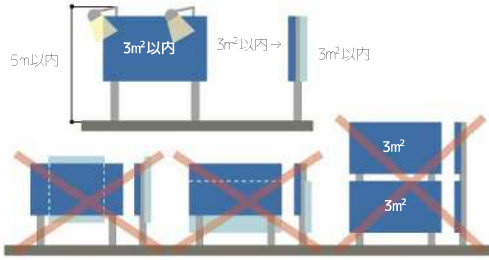
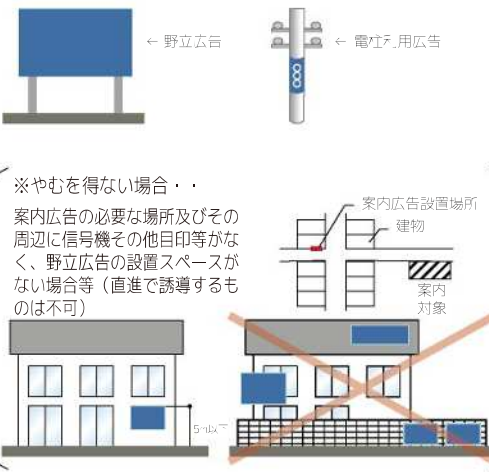
建物側に連続して取付材がある場合は、
取付材が高さの基準になる。



2章 屋外広告物の製作の進め方

4 屋外広告物の大きさと構成に関する規制

広告物の種類		規制地域	第1種 特別規制地域	第2種 特別規制地域	第1種 普通規制地域	第2種 普通規制地域	共通事項
①	野立 広告塔		高さは10m以下 (照明設備を含む) 1面の面積 は30㎡以内で あること	高さは15m以下(照明設備を含む) 1面の面積は30㎡以内であること			
	野立 広告板		高さは5m以下(照明設備を含む) 面積は全面で30㎡以内であること				
②	屋上 広告		広告物の高さは 5m以下でかつ 広告物の設置個 所までの高さの 2/3以下である こと(照明設備 を含む)	広告物の高さは 10m以下でかつ 広告物の設置個 所までの高さの 2/3以下である こと(照明設備 を含む)	広告物の高さは15m以下でか つ広告物の設置個所までの高さの 2/3以下であること(照明 設備を含む)		壁面から(建物の幅 より横に)突き出ないこと(照明設備を 除く) 照明設備が道路等に 突き出ないこと 照明設備が壁面から突 き出るときは落下防止 措置を講じること 木造建築物に設置 しないこと
③	壁面突出 広告		1面の面積は20㎡以内であること			面積による制限 なし	出幅は1.5m以下 であること 下端は歩道がある道 路では地上から2.5m 以上(歩道がない道 路では4.7m以上) 上端は壁面を越え ないものであること
④	壁面利用 ・塀利用 広告		<ul style="list-style-type: none"> 壁面(塀)1面の面積が300㎡未満の場合 ……………壁面(塀)面積の1/5以内であること (壁面(塀)面積の1/5が15㎡未満の場合……15㎡まで可) 壁面(塀)1面の面積が300㎡以上の場合 ……………壁面(塀)面積の1/10以内であること (壁面(塀)面積の1/10が60㎡未満の場合……60㎡まで可) 			壁面(塀)1面の 1/5以内であること (壁面(塀)面積 の1/5が15㎡未 満の場合…… 15㎡まで可)	壁面(塀)の端から 突き出さないこと 窓その他開口部を 覆わないこと
⑤	のぼり		1本当たりの表示面積は、1面につき2㎡以内であること 道路の路端から5メートル以内の範囲に表示し、または設置する 場合においては、相互の間隔は5メートル以上であること				

案内広告の許可基準		規制地域	第1種 特別規制地域	第2種 特別規制地域
案内広告の要件	 <p>矢印の参考図</p>	<p>原則として、案内広告の設置場所から案内対象までの経路を表示したものであること(事前にご相談ください)</p> <p>案内対象に誘導するための地図又は矢印を表示したものであること</p> <p>案内表示(地図、矢印、距離、誘導文言)の合計面積が案内広告の面積の1/3以上であること</p>		
相互間距離	 <p>20m以上</p> <p>20m以上</p>	<p>同一案内対象へ誘導することを目的とする案内広告を設置する場合は相互間の距離を20m以上とすること</p>		
高さ・面積	 <p>5m以内</p> <p>3m²以内</p> <p>3m²以内</p> <p>3m²以内</p>	<p>表示面積は、原則片面3m²以内であること</p> <p>ただし、表側と同一寸法及び形状の案内広告をそれぞれの裏側が見えないように表示する場合に限り、裏側にも表示できる</p> <p>高さは5m以下であること(照明設備含む)</p>		
電飾設備	<p>電飾設備</p>	<p>動光(電光掲示)、点滅照明、ネオン照明、光源が露出したもの(案内広告を直接照らすものを除く)を使用しないこと</p>		
広告物の種類	 <p>野立広告</p> <p>電柱利用広告</p> <p>案内広告設置場所</p> <p>建物</p> <p>案内対象</p> <p>5m以下</p> <p>※やむを得ない場合・・・案内広告が必要な場所及びその周辺に信号機その他目印等がなく、野立広告の設置スペースがない場合等(直進で誘導するものは不可)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 野立広告 電柱、街灯柱、消火栓標識柱を利用するもの 建築物の壁面を利用するもので、上記基準に加え次の基準に適合するもの(判断に必要な書類を準備の上、事前にご相談ください)。 <p>【基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> 土地の状況等によりやむを得ないとみとめられるもの 当該広告物の上端の高さは、地盤面から5m以下であること(照明設備含む) 表示面積は3m²以内であること 壁面の端から突き出ないものであること 窓その他の開口部を覆わないものであること 		

2章 屋外広告物の製作の進め方

5 屋外広告物の製作の進め方

屋外広告物を設置する場合に「どこに（規制地域）、どのようなデザインで（意匠規制等）、どのような構造物（4 m以下若しくは4 m超過）」とするかで製作する流れが決まります。

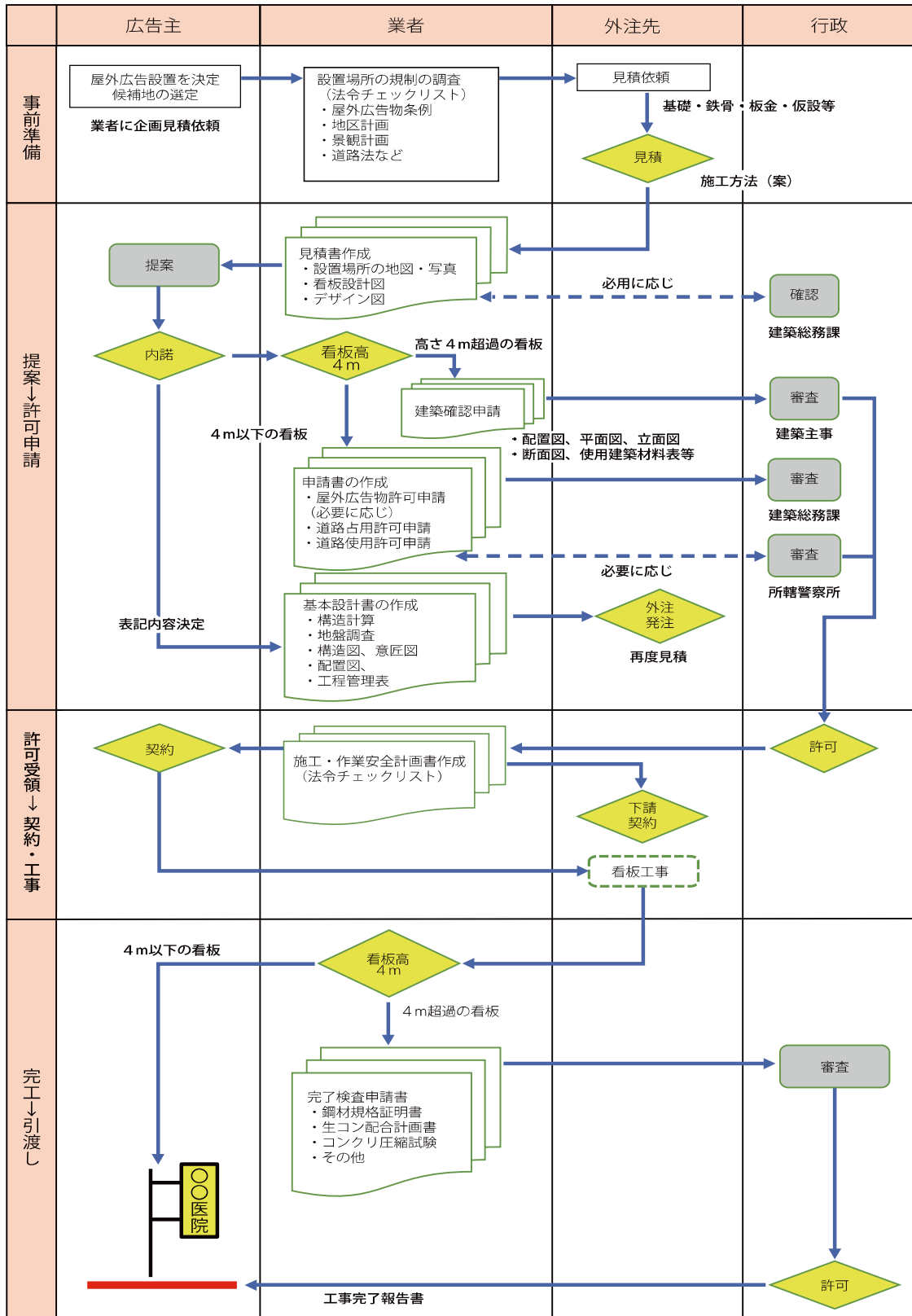
(1) 広告製作フロー図

①自家広告物の製作フロー図

自家広告の場合は、次に記す一般広告物と異なり、既存の建築物や自己が所有す敷地に設置する等、設置個所の範囲が広いこと及び作成する看板の種類も多岐にわたることから標準的フロー図を定型化することができませんが、屋外広告物の製作フロー図は、自己が所有する敷地に野立広告を設置する場合を想定し作成しました。



自家広告物の製作フロー図



2章 屋外広告物の製作の進め方

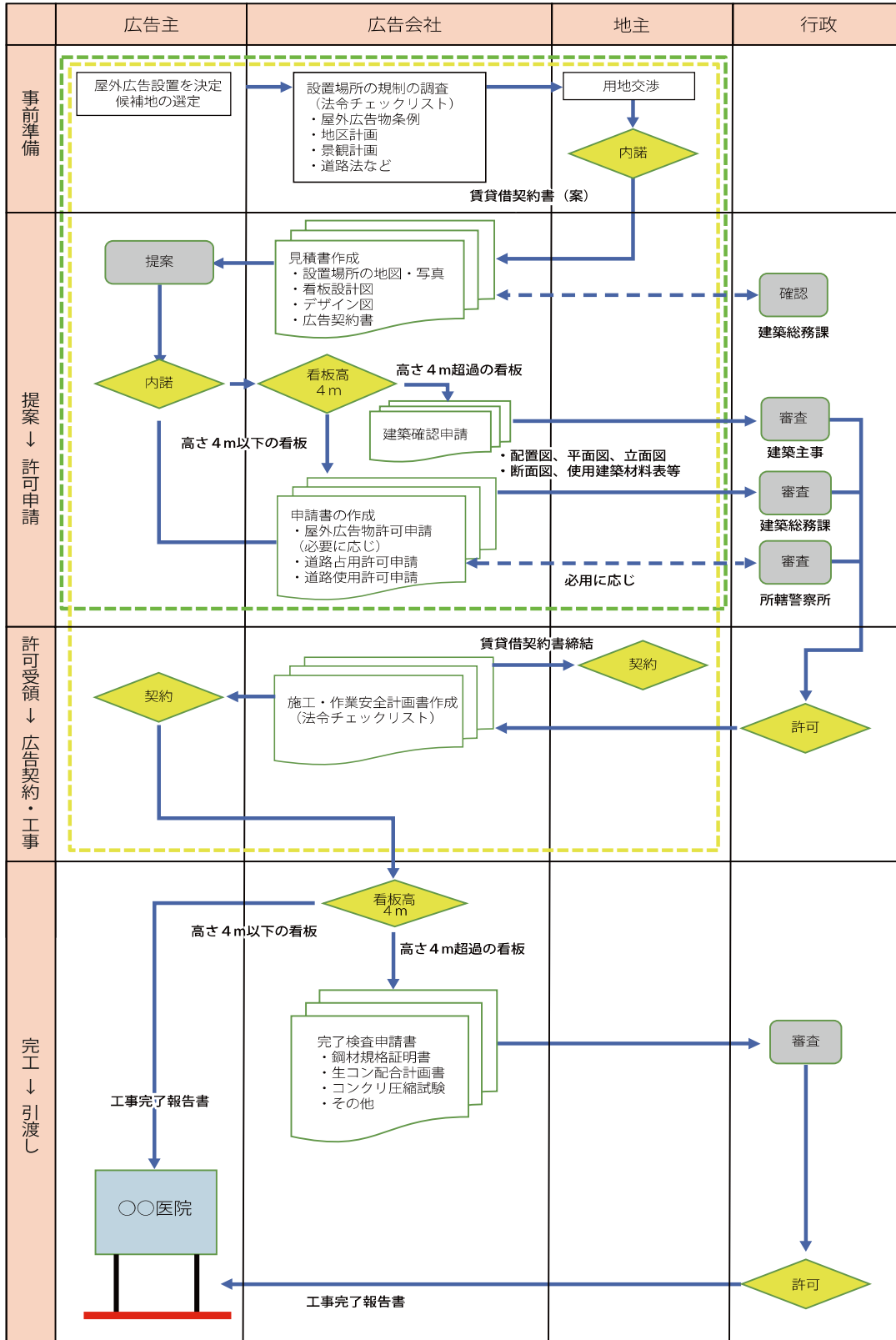
②一般広告物の製作フロー図

一般広告物の製作に関わる流れを示したのですが、自家広告物とは違い、民地に看板を設置することから用地の選定から地主との契約に関する協議が重要な要素を占めることになります。

また、看板の効果を高めるために市街地における幹線道路沿いを選定する機会が多くなりますので、下水道管やガス管などの埋設物、電柱や電線等のインフラ確認を行う必要があります。



- 同業者発注の場合
- 代理店発注の場合



2章 屋外広告物の製作の進め方

③ 案内広告の製作フロー図

案内広告の製作にかかわるフロー図は一般広告物に準じて行いますが、一般広告と異なる点は以下のとおりとなります。特に、「案内広告の許可基準」が詳細に定められていることから、広告主への提案説明においてはこの点を確実に理解していただくことが重要となります。



③-2 一般広告と案内広告の主要な相違点

注) 詳細は、静岡市屋外広告物条例を確認してください。

	特別規制地域		構造物規制			意匠規制
	第1種	第2種	高さ	面積	建築物等の利用	表示案内
一般広告	×	×	広告物の種類による			条例参照
案内広告	○	○	5 m 以下	原則片面 3㎡ 以内	条例参照	案内表示(地図)・矢印・距離・誘導文言)の合計面積が広告面積の1/3以上

(2) 事前準備

看板を製作するにあたっては、広告主の要望と規制基準を如何に適合させるかにかかっています。そこで、事前段階から、各種法令による規制を確認し、広告主に対し自信を持って提案できるようにしましょう。

また、市街地における幹線道路沿いにおいては、下水道管やガス管などの埋設物が多いため、これらインフラの確認を行います。さらに、電照看板(野立広告を照らす場合)を要請される場合は、低圧線(100V)が近傍に架線されていること、工事における電力線への近接はないかなども合わせて確認することが重要となります。

なお、照明設備が必要な場合の目安は下記のとおりとなります。

- ・1坪当たり 100 V・100W・LED 電球、白熱灯、水銀灯(反射型) 他1灯を目安とする。
- ・タイムスイッチ、自動点滅器等の設置により照明時間等を制御するなどの配慮を行う。
- ・照明時間は、広告主の意向を確認したうえで、深夜時間帯を不点灯とするなど周辺に配慮する。
- ・電気料金は、電灯種類、個数、電気容量から試算し、定額電灯もしくは従量電灯を選定する。



(お客さまの要望整理)

設置場所、看板概要、デザインの訴求ポイント、予算規模、納期などを聴取し基本設計に反映するとともに、これに基づき用地を選定し、次項の「法令チェックシート」に基づき掲出が可能かを判断します。

屋外広告物法令チェックシート

チェック項目	要否	確認内容	計画時	着工前	完成後
屋外広告物条例等					
① 規制地域の確認（広告掲出禁止区域ではないか）		静岡市 HP			
② 景観計画重点地区の確認		現地調査			
③ 広告景観整備地区の確認					
④ 広告景観協定地区の確認					
⑤ 地区計画の確認					
⑥ 電気工事土法の確認（広告灯及び電照看板の場合）			製品の確認		
申請手続きは完了したか		申請日			
建築基準法（高さが4mを超える場合）					
看板の高さが4mを超えていないか（不明瞭な場合の確認）		建築主事			
確認申請は完了したか					
確認済証はあるか		済証発行日			
検査済証はあるか		済証発行日			
廃棄物処理法（建設廃棄物がある場合）					
建設廃棄物の委託契約は締結したか		契約締結日			
マニフェスト伝票を発行・受領したか		E票受領日			
建設リサイクル法（請負工事費税込み500万円以上の工事の場合）					
発注者の場合は届け出を行ったか		届出日			
元請会社の場合は発注者に対し書面説明を行ったか		書面発行日			
元請会社の場合は発注者に対して完了報告を書面で行ったか		書面発行日			
文化財保護法（埋設文化財発掘の必要がある場合）					
埋設文化財発掘の届け出を完了したか		届出日			
農地法（農地転用許可申請が必要な場合）					
屋外広告物に対する除外適用はあるか					
農振法上の区分（白地・青地）はあるか		法規制マップ [※]			
事前協議が必要ではないか		行政確認			
農地転用許可申請は完了したか		申請日			
道路法（道路占用申請が必要な場合）					
看板設備が道路境界線を越えていないか		位置図確認			
構造計算は道路標識設置基準に合っているか		道路管理者			
許可証はあるか		許可証確認日			
道路交通法（工事に伴い道路使用許可が必要な場合）					
道路上（歩道含む）での作業はないか		請負者確認			
警察署の確認は必要ないか		所轄警察署			
許可証を確認したか		許可証確認日			
河川法（設置場所が河川区域若しくは河川保全区域の場合等）					
所轄行政への確認		河川管理者			
許可証はあるか		許可証受領日			

2章 屋外広告物の製作の進め方

(補足説明)

① 規制地域の確認

規制地域を確認する方法は、都市計画インターネット提供サービスにより、屋外広告物条例をクリックし、できるだけ大きな縮尺図面で確認をして下さい。また、静岡市には文化財保護条例があり屋外広告物条例の特別規制地域の規制の対象となり、指定された建造物の周囲50m以内の地域が対象となります。

(条例第3条 特別規制地域)

② 景観計画重点地区

景観法の定めにより、静岡らしい良好な景観形成を目指して静岡市景観計画が策定されています。自然景観・歴史景観・公共施設等・活動景観を元に地区の区域やゾーン別の景観形成方針が定められており、屋外広告物でも各地区やゾーンごとに屋外広告物の方針が定められておりそれを踏まえる必要があります。静岡市において、特に良好な景観形成に取り組むために景観計画に位置付けられた地区は下記のとおりです。

- ・御幸通り
- ・東静岡駅周辺地区
- ・宇津ノ谷地区
- ・駿府城公園周辺地区
- ・日の出地区
- ・三保半島地区

③ 広告景観整備地区

景観計画に基づき広告物の整備に取り組む地区、静岡市では下記の通りです。

- ・三保半島広告景観整備地区
- ・御幸通り周辺広告景観整備地区
- ・東静岡駅周辺広告景観整備地区

④ 広告景観協定地区

一定の地域の景観を維持又は向上を図るために、広告物及び掲出物件に関する協定を維持し、当該広告景観協定が適当である旨の市長の認定を受けることができます。静岡市では、認定を受けている地区は下記のとおりとなります。

- ・恩田原・片山地区屋外広告景観協定地区
新規屋外広告物の設置の場合は事前に「静岡市恩田原・片山土地区画整備組合」への協議が必要です。
- ・清水港・みなと色彩計画
(臨港地区及び臨港地区に近接する地区)で計画がある場合は「清水港・みなと色彩計画」の協議が必要な場合があります。詳細は、静岡市海洋文化都市政策課にお問合せください。

⑤ 地区計画

地区計画とは、都市計画法による都市計画全体の骨格を対象に計画される都市計画と個々の建築計画との中間的な位置にあり、用途地域等の都市計画との調和を図りながら、地区の特性に応じたきめ細かいまちづくりのルールを定めるものです。地区計画が定められた区域での建築等を行う場合着工の30日前に届け出の必要があります。

この届出には屋外広告物も含まれる場所もあります。また、広告物の規制内容は地区計画区域により異なります。地区計画の地域は静岡市のホームページ内の「地区計画」で閲覧できます、該当する

場合には、事前に各地区計画担当事務所への協議が必要となります。

⑥ 電気工事士法

広告灯及び電照看板の照明工事を行う場合には、電気工作物の保安に関する法律を遵守しなければなりません。

特に、「電気工事士法」においては、電気工事の作業に従事する人の資格および義務を定め、電気工事の欠陥による災害の発生を防止することを目的としており、電気工事士法では「電気用品安全法」に定められた材料を使用し「電気設備の技術基準」に適合した電気設備の工事をしなければならないと定められています。

(3) 用地交渉

看板設置において用地を選定する場合、次の事項に留意します。

- ・ 設置工事が困難ではないか
- ・ 他社看板との位置関係は良いか
- ・ 屋外広告物条例などに不適合ではないか
- ・ 近い将来、周囲の環境が変わることはないか
- ・ 照明取付けの場合、電源が近くにあるか、明るさが周辺へ悪影響を与えないか
- ・ 境界確認 官民境界、民民境界を確認する
- ・ 地主立ち合いにより確認するとともに、公図、登記事項証明書での確認

以上に留意し、賃貸借契約の交渉に入ります。この時に、お客さま情報のある程度、先方に知らせないと後々トラブルとなる恐れがあることから、地主に説明できるお客さま情報を事前に確認しておく必要があります。

用地交渉が成立すれば別添の「賃貸借契約書（案）」において、賃借面積、賃借料を確認します。また、賃借料の算定に当たっては、実面積、看板施設の投影面積がありますが、現実的には「実面積」で周辺地域における賃借料の価格水準を参考に算定します。

※予定地が不成立の場合は「新たな候補地」を探し広告主と協議するという繰り返しになります

2章 屋外広告物の製作の進め方

地主との契約書例

以上の内容に基づき、下記の事例のような、契約書を「広告主及び地主」と締結します。

収入印紙

【土地賃貸借契約書の事例】

〇〇〇〇（以下甲という。）と〇〇〇〇（以下乙という。）は、土地の賃貸借について次の通り契約を締結する、

第1条 甲は自己の所有する土地（以下物件という。）を乙に賃貸し、乙はこれを乙の広告看板設置用地として賃借する。

物件の表示：静岡市〇〇区〇〇△△ 借用面積：〇㎡（〇坪）

第2条 契約期間は令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。

2 契約期間満了3か月前までに甲、乙双方に異議がない場合は、契約期間はさらに〇カ年間の効力を延長するものとし、以後この取り扱いによる。

第3条 賃料は年額金〇〇、〇〇〇円とし、乙はこの契約締結後速やかに、その後については、毎年〇月〇日から〇月〇日までの1年分を、その期間に属する〇日までに甲に支払う。

2 ただし、当該広告の契約が終了した場合は、その都度協議する。

第4条 乙は、事前に甲の文書による承諾なしに本物件を第1条に定める使用目的以外に使用し、または本物件を第三者に転貸もしくは賃借権を第三者に譲渡し、あるいは本物件上に第1条に定める工作物以外の工作物を設置してはならない。

第5条 本物件に関する公租公課は甲の負担とする。

第6条 乙は善良なる管理者の注意をもって、甲が設置した境界標識等の保護に留意しこれを損傷してはならない。

第7条 甲は第2条の定めにかかわらず、乙がこの契約に違反したときは、直ちにこの契約を解除することができる。

2 乙は第2条の定めにかかわらず、乙が本物件を必要としなくなったときは甲にその旨の届け出を行いこの契約を解除することができる。

第8条 第2条または前条によりこの契約が終了したときは、乙は自己の費用と責任で本物件の原状回復を行い速やかに本物件を甲に返還する。

第9条 次の各号の場合については甲、乙お互いに誠意をもって協議し解決するものとする。

① この契約の解釈に疑義が生じたとき。

② この契約に定めのない事項が生じたとき

③ この契約による賃貸借開始後において、地価の大幅変動その他の事情により賃料が著しく実情に合致しなくなったと認められるに至ったとき。

第10条 甲及び乙は、反社会勢力の排除について順守する。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙双方各1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

甲

印

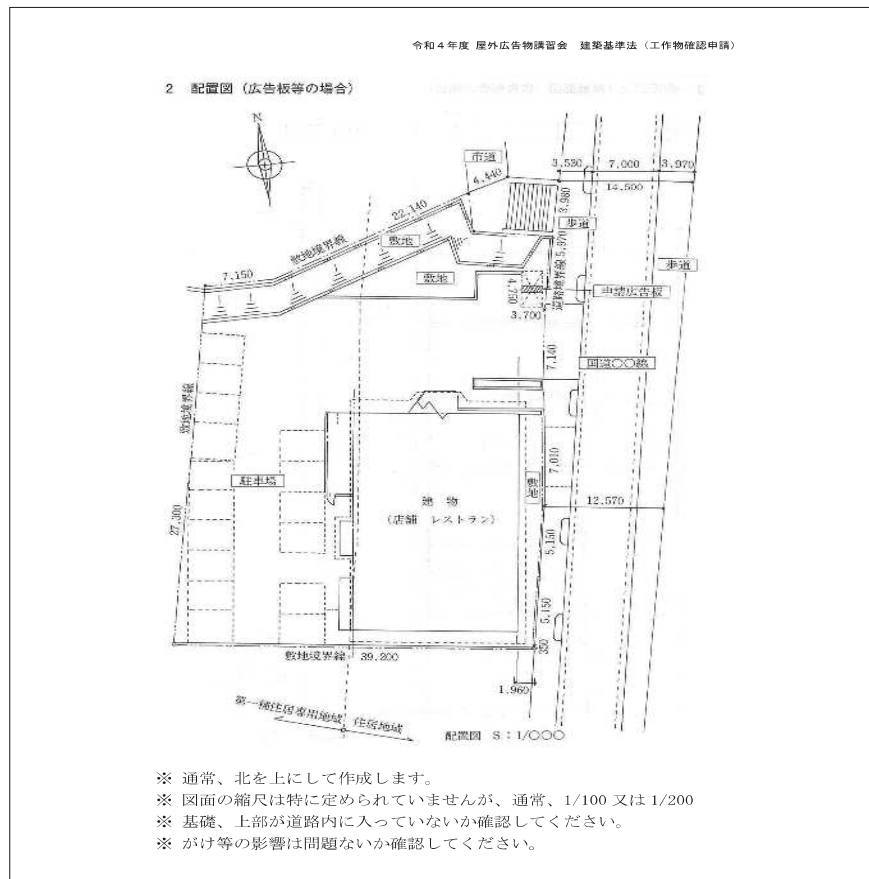
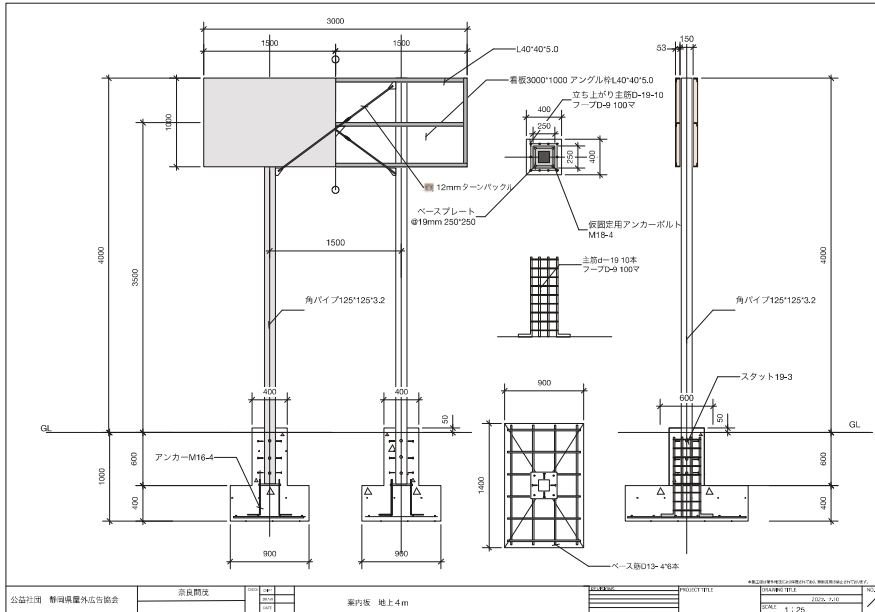
乙

印

(4) 提案～許可申請

① 設計図の作成

設計図は「正面図（道路・隣地の確認・設置位置）」「立面図（姿・全体像）」「意匠図（デザイン・詳細仕様）」「構造図（鉄骨・基礎・構造計算書等）」で構成され、看板製作の元となります。屋外広告物申請書への添付義務があるため必ず作成しなければなりません。



2章 屋外広告物の製作の進め方

② 関係官庁申請書について

- ・屋外広告物許可申請書、道路占用および道路使用許可書
屋外広告物条例に基づく許可申請及び道路占用・道路使用許可申請を必要とする場合は申請手続きを行います。
- ・工作物建築確認申請書（建築基準法第88条）
高さが4mを超える看板設置は、建築基準法に基づき工作物確認申請の申請手続きを行いません。
工事完了後は完了検査申請を行い、完了検査を受けます。
- ・個別法許可申請については、P22の法令チェックリストを参照ください。

様式第1号の2（第10条関係）

屋外広告物許可申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

〒

住 所

申請者

氏 名

電話番号

第5条
静岡市屋外広告物条例 第6条第4項 の規定により、 広告物の表示
第6条第5項 掲出物件の設置 の許可
を受けたいので、次のとおり申請します。

表示（設置）場所			
広告物の種類・表示内容・形状・面積等			
種 類	形 状	表示面	面 積
表示内容	面 積		
種 類	形 状	表示面	面 積
表示内容	面 積		
種 類	形 状	表示面	面 積
表示内容	面 積		
材料及び構造			
色彩、意匠 その他表示の方法			
広告物の表示又は 掲出物件の設置の 期 間	※ 年 月 日から 年 月 日まで		
工 事 施 工 者	氏名又は 名 称	静岡市屋外広告業登録 静岡市特例屋外広告業届出	
	住所又は主 たる事務所の 所在地	第 号	
工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日	工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
広 告 区 分	※自家用 案内 一般	地 域 規 制 区 分	※第 ¹ 種 特別 第 ² 種 普通 規制地域
手 数 料	※ 円		
備 考			

（注）

- 1 不要の文字は、抹消してください。
- 2 ※印のある欄は、記入しないでください。

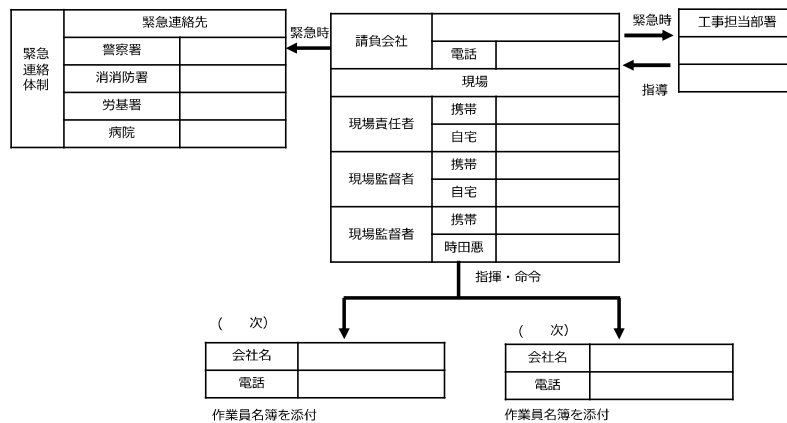
(5) 許可受領～広告契約

「施工・作業安全計画書」を参考に作業工程も含めた計画書を作成します。

施工・作業安全計画書

年 月 日

工事内容	件名			請負者			
	設置場所			現場責任者	関係者	関係者	現場監督者
	工期	年 月 日 ~ 年 月 日					
	工事内容	看板種別					
		高さ					
看板寸法							
看板面積等							
その他			災害発生時の報告内容	災害発生後直ちに、その後把握の都度報告			
				①災害発生日時・場所			
				②被災者の氏名・生年月日・年齢・住所			
				③災害発生状況および災害の程度			
				④災害発生後の措置状況			



請負者が実施する施工・安全上の措置 (該当する項目にシ点)	
<input type="checkbox"/>	1 作業開始前に作業内容、安全に関する指示及びKY (危険予知) を実施し記録を残す。
<input type="checkbox"/>	2 作業員は保安帽子をかぶり、作業に適した服装・安全装備を着用する。
<input type="checkbox"/>	3 高所作業 (作業床が2m以上) には必ず安全帯を使用し、使用前に点検を行う。
<input type="checkbox"/>	4 作業に必要な材料、工具、重機類の点検を行い、整理整頓に心掛ける。
<input type="checkbox"/>	5 公衆及び車両の安全を確保するために「セーフゾーン」「バリアード」「トドブ」等により作業場を区画する。また、標識を設置し安全確保に努める。
<input type="checkbox"/>	6 梯子、脚立を使用する時は安定した姿勢で作業できるよう固定し、必ず滑止めを使用する。
<input type="checkbox"/>	7 移動式クレーン (クニック車含む) を使用する時は、車両を安定した場所に固定して行う。
<input type="checkbox"/>	8 揚重作業は「クレーンレータ」「玉掛け」は有資格が行う。
<input type="checkbox"/>	9 吊り荷の下に立ち入らない。また、ブーム旋回半径内に立ち入る場合は注意する。
<input type="checkbox"/>	10 高所作業車を使用する時は、「クレータ」は有資格者であること。作業床上では安全帯を着用する。 なお、必要に応じて「安全ネット」「防護柵」等を設置する。
<input type="checkbox"/>	11 高齢作業者が就労する場合は作業環境と配員に配置するとともに作業内容とその刃について説明する。
<input type="checkbox"/>	1 2 災害が発生した場合は被災者の救出を最優先に行うとともに、直ちにその内容を報告する。

作業工程	作業項目	月日											
		曜											

2章 屋外広告物の製作の進め方

収入印紙

【広告契約書の事例】

〇〇〇〇（以下甲という。）と〇〇〇〇（以下乙という。）は、広告掲出について次の通り契約を締結する。

第1条 掲出場所：静岡市〇〇区〇〇△△

第2条 契約期間は令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。

2 契約期間満了3か月前までに甲、乙双方に異議がない場合は、契約期間はさらに〇カ年間の効力を延長するものとし、以後この取り扱いによる。

第3条 広告料金 〇〇払いとし、金 〇〇〇、〇〇〇円也

第4条 広告料金の支払日は、月払い契約の場合については毎月末までに、年払い契約の場合は〇〇〇までに甲は乙に支払う。

第5条 看板デザイン制作費は、看板製作費に含む。

第6条 契約期間中の保守管理は乙の責任において保守管理を行い常に良好な状態に保つものとする。

第7条 甲及び乙は、反社会勢力の排除に遵守する。

第8条 看板設備の借用用地が賃借不能となった場合は、本契約は終了する。

第9条 広告料金に係る消費税は甲の負担とする。

第10条 本契約について疑義が生じた場合、または本契約の定めのない事項が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議して決定する。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙双方各1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

甲
乙

印
印

注）契約書には収入印紙（印紙税を徴収するために、政府が発行している証票）を貼らないといけない場合があります。具体的には、印紙税法が定める「課税文書」に当たる契約書には、収入印紙を貼付する必要があります。

収入印紙は契約書のどこに貼っても構いませんが、冒頭（タイトルの横など）や署名欄に貼るケースが多いです。契約書に収入印紙を貼る際には、必ず消印を行う必要があります。収入印紙の貼付が義務とされている契約書に収入印紙を貼らないと、税務調査の際に過怠税が課されるほか、悪質な場合には刑事罰の対象となります。なお、収入印紙の金額は契約金額により決められています。

6 屋外広告物の保険

看板施設の破損による被害者への賠償責任に備えるためにも、賠償責任保険の加入について広告主に説明しておきましょう。

看板仕様	対象
吊下	契約が好ましい
屋上・壁面・行灯	同上
野立（建植）	第三者に加害の恐れがあると思われるもの ・幹線道路、駐車場敷地に設置のもの ・集客施設、民家付近に設置のもの ・その他必要に応じて

